

令和8年度 白石市空家等実態調査及び空家等対策計画改定業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

令和8年度 白石市空家等実態調査及び空家等対策計画改定業務(以下「本業務」という。)は、令和4年3月に策定した「白石市空家等対策計画(第2期)」の計画期間が満了を迎えることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家特措法」という。)の改正や社会情勢の変化、市内の空家等の実態調査等の結果を踏まえ、「白石市空家等対策計画(第3期)」の策定を行うとともに、空家特措法に基づく管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に係る手続きについて、公平性及び透明性の確保や法の適正な運用を行うため「白石市管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する対応指針(以下「対応指針」という。)」を策定することを目的とする。

ついては、本業務を円滑に遂行できる事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務委託名

令和8年度 白石市空家等実態調査及び空家等対策計画改定業務

(2) 業務場所

白石市内

(3) 業務内容

別紙「令和8年度 白石市空家等実態調査及び空家等対策計画改定業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として選定された事業者の提案内容に応じて、その内容の一部を変更する場合もある。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで。

(5) 提案上限額

20,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

(6) 支払条件

業務完了検査後一括払い。

3 プロポーザル方式選択の理由

本業務は、社会情勢の変化や幅広い市民ニーズの把握など、数多くの情報収集や多様な高度な分析が必要であることから、高い専門性と技術、さらに豊富な経験と実績を有する最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

4 参加資格

本業務に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市の令和7・8年度競争入札参加資格を有していること。なお、参加資格を有していない者であっても参加することはできるが、契約の相手方となる者は、本業務に係る契約を締結するまでの間に参加資格を有していること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第1項若しくは第 19 条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条及び白石市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 26 号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者でないこと。
- (6) 政治団体(政治資金改正法(昭和 23 年法律第 194 条)第3条に規定するもの)及び宗教団体(宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第2条の規定によるもの)に該当する者でないこと。
- (7) 過去5年間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)において、地方公共団体発注の空家等対策計画策定業務(改定業務含む)の履行実績を有し、かつ、本業務の配置予定管理

技術者も同様の実績を有すること。

5 スケジュール(予定)

項目	日程	備考
(1)公募の開始	令和8年8月17日(月)	市公式ホームページに掲載
(2)質問の受付期間	令和8年8月17日(月)～ 令和8年8月21日(金)	午後5時まで(必着)
(3)質問の回答期限	令和8年8月28日(金)	市公式ホームページに掲載
(4)参加表明書提出期限	令和8年9月 4日(金)	持参又は郵送(必着)
(5)提案書提出期限	令和8年9月18日(金)	持参又は郵送(必着)
(6)プレゼンテーション審査	令和8年10月上旬予定	詳細はメール等で通知
(7)審査結果の通知	令和8年10月中旬予定	書面通知・市公式ホームページ 公表
(8)契約締結	令和8年10月下旬予定	

6 質問書の提出期限

公募開始の日から令和8年8月21日(金)午後5時まで(必着)。

なお、質問書(様式第5号)の提出方法は、電子メール(kensetsu@city.shiroishi.miyagi.jp)とし(件名「【プロポ質問】令和8年度白石市空家等対策業務」)、事務局に送付するとともに、その旨を電話(0224-22-1326)連絡すること。

7 質問への回答

令和8年8月28日(金)までに、市公式ホームページに掲載する。なお、質問者の氏名等は掲載しない。

8 提出書類

参加希望者は、本実施要領及び仕様書並びに白石市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、各様式は市公式ホームページよりダウンロードすること。

(1) 参加表明書提出時

- ①【様式第1号】参加表明書
- ②【様式第2号】業務に関する実績 1部
- ③【任意様式】企業概要等、事業の内容がわかるもの 1部

(2) 提案書提出時

①【様式第3号】提案書提出届 1 部

②【任意様式】提案書 10 部

ア 提案書の様式は、A4 版の文書形式とし、必ず両面印刷とすること。また、提案書の本文は 20 ページ以内(表紙・目次を除く。)とし、本文の各ページには、ページ番号を記載すること。

イ 提案書は仕様書の内容を踏まえ作成するとともに、業務実施スケジュール、人員配置、進行政管理方法等を具体的に記載すること。なお、追加提案等を記載した場合であっても、すべて提案上限額内とし、仕様書の要件を上回るより良い提案がある場合は、その差異を明記するとともに、すべて提案上限額内であること。また、記述にあたっては、専門知識を有しない者でも理解でき、分かりやすい表現で作成すること。

※「提案書」は、CD-R 等に格納し、データ版として 1 部提出すること。

※提出期限後の提案書の差し替え等は原則として認めない。

③【様式第4号】業務実施体制 1 部

④【任意様式】見積書 1 部

※積算基礎がわかるように任意の内訳書を添付すること。

9 提出期限

(1) 参加表明書 令和8年9月 4日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提 案 書 令和8年9月18日(金)午後5時まで(必着)

10 提出方法

持参又は郵送。なお、質問書以外は電子メールによる提出は受理しない。

(1) 持参の場合

受付時間は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する祝日を除く、午前8時30分から午後5時までに直接持参すること。

(2) 郵送の場合

一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。また、郵便事故等により上記提出書類が提出場所に到着しなかったことに対して異議申し立てはできない。

11 提出先

白石市建設部建設課

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

12 審査方法等

参加資格要件を満たし、かつ提案価格が提案上限額の範囲内にある者について、別紙「令和8年度 白石市空家等実態調査及び空家等対策計画改定業務公募型プロポーザル審査項目」に基づき、「令和8年度 白石市空家等実態調査及び空家等対策計画改定業務公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、優先交渉権者を選定する。

(1) 参加資格の確認

参加資格要件の確認を行い、参加資格がないと認められた場合は、その旨を通知する。

(2) プレゼンテーション

- ①日時 令和8年10月上旬(詳細は、後日メール等で通知)
- ②場所 白石市役所(詳細は、後日メール等で通知)
- ③出席者 3名以内とし、説明は、本業務に直接的に携わる者が行うものとする。
- ④内容 提案書等を基に、プレゼンテーション(20分以内)を行うものとし、その後、質疑応答(10分程度)を非公開で実施する。
- ⑤結果通知 選定結果は参加者に書面により通知する。なお、審査結果に対する異議の申立ては受け付けないものとする。また、審査会における評点は公表しないものとする。
- ⑥審査結果 市公式ホームページで公表する。ただし、選定されなかった者の名前は公表しない。
- ⑦優先交渉権者 各選定委員の総合評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定し、同点の場合は、提案内容の評価点が高い者を上位とする。また、全者において適切な提案がない場合(総合点の得点率が60%未満程度)には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止する。
- ⑧その他 プレゼンテーションの順番は、参加受付の順とする。なお、プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき実施するものとし、差し替えや追加資料の提示等は認めない。また、プレゼンテーション用モニター(MAXHUB)及びHDMI端子は事務局が準備する。ただし、パソコン、その他の機材等は参加者が用意すること。

13 契約の締結

本市と優先交渉権者は、提案内容等を協議したのち、提案・協議内容を加えた仕様書を作成し、見積徴収を経て、本市が決定した予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、提案内容（見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、選定された優先交渉権者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた者と協議を行うものとする。

14 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 資格審査の結果、参加資格がないと認められた場合
- (2) 提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (4) 提案上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (5) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (6) プレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合
- (7) その他、著しく信義に反する行為があった場合

15 辞退

参加表明書提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届【様式第6号】により、参加辞退の提出期限（令和8年9月17日（木）午後5時必着）までに、郵送又は持参にて事務局に提出すること。なお、郵送する場合は、事前に事務局あてに電話連絡を入れること。

16 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。なお、提出された提案書は、業務目的以外で使用しないものとする。
- (2) プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 参加表明及び提案書の提出者が1 者の場合でも、本プロポーザルは成立する。その場合においても、選定委員会による審査を行う。
- (4) 参加者は本プロポーザルの実施後、内容の不明及び不知を理由として、異議を申し立てることはできない。

17 事務局

白石市建設部建設課 建築住宅係

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

電話 0224-22-1326

電子メール kensetsu@city.shiroishi.miyagi.jp

以 上

別紙

評価項目	評価基準	配点
実施方針及び提案内容	提案書の内容やプレゼンテーションが分かりやすく、質疑に対する回答は的確か。	5点
	関連する各種制度、宮城県、本市の上位・関連計画及び本業務の目的を理解しているか。	10点
	各種情報や資料の収集、集計・分析及びデータの利活用を行う手法が適切か。	15点
	本市の空家等の現状や空家等対策の課題を理解した提案がなされているか。	15点
	提案内容に説得力があり、実現性を裏付ける類似実績があるか。	15点
	本市の地域特性、環境等を把握し、空家等対策において有効的で独自性のある提案があるか。	15点
業務工程及び体制	業務工程が明確にスケジュール化されており、提案内容と整合性が取れているか。	5点
	本業務を円滑に遂行するにあたり、専門性や業務実績のある技術者の配置及び業務体制が確保されているか。	10点
履行実績	十分な空家等対策計画策定業務(改定含む)の履行実績はあるか。	5点
提案金額	提案金額が提案内容に見合った適正な金額になっているか。	5点
合計		100点